

携帯電話緊急充電器工業会

MEIA

品質表示規定

技術委員会

2005 年 11 月 30 日 (改訂第 03 版)
2005 年 12 月 05 日 (改訂第 04 版)
2005 年 12 月 07 日 (改訂第 05 版)
2005 年 12 月 19 日 (改訂第 06 版)
2006 年 06 月 20 日 (改訂第 07 版)
2006 年 08 月 18 日 (改訂第 08 版)
2007 年 07 月 25 日 (改訂第 09 版)
2008 年 02 月 15 日 (改訂第 10 版)
2011 年 09 月 08 日 (改訂第 11 版)
2012 年 11 月 10 日 (改訂第 12 版)
2013 年 10 月 01 日 (改訂第 13 版)

携帯電話緊急充電器工業会 品質表示規定

第 1 条

充電器の商品パッケージのおもて面には、携帯電話緊急充電器工業会（以下 MEIA）統一の「MEIA」マーク、および充電容量（電池式充電器の場合）を表示する。

- 1-1 電池式充電器（入力電源に乾電池など一次電池を内蔵または付属して使用する充電器）の表示規定。
 - 1-1-2 充電容量は単位を mAh として、10mm×15mm 以上の枠内（以下表示枠）に入力する電源の種類と電圧（単位 V）に続けて、単位を含め 1 文字 6 ポイント（縦 2.12mm 基準）以上の大きさを「充電容量□□□V○○mAh」と表示する。
 - 1-1-3 内蔵または付属する電池の容量を記載する場合は、充電容量との誤認を防ぐ為に、内蔵または付属する電池の容量であることを表示する。
 - 1-1-4 使用する端末機器の電源が入らない状態で当該商品を使用しても機能しない旨を表示するか、使用禁止または不可の表示をする。
 - 1-1-5 上記全ての記述は、第 8 条に定める測定方法及び計算方法によって算出された値を表示する。
 - 1-1-6 USB ポート出力を有する充電器において、USB ケーブルを付属する場合は、充電器と USB ケーブルを統合した商品として MEIA の表示をする。
 - 1-1-7 内蔵または付属する電池の種類による表示（記号）は下記とする。
 - アルカリ電池⇒LR（単三形＝LR6、単四形 LR03、他）
 - リチウム一次電池⇒FR、CR、
 - その他⇒JIS、または電池工業会が推奨する記号

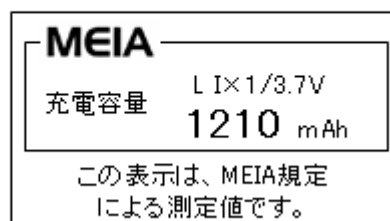
表示例: 電池式充電器(単三形乾電池)



- 1-2 二次電池搭載充電器（リチウムイオン系/ニッケル水素系などの二次電池）に関して以下に定める。
 - 1-2-2 充電容量は単位を mAh として、10mm×15mm 以上の枠内（以下表示枠）に入力する電源の種類と電圧（単位 V）に続けて、単位を含め 1 文字 6 ポイント（縦 2.12mm 基準）以上の大きさを「充電容量□□□V○○mAh」と表示する。
 - 1-2-3 内蔵または付属する電池の容量を記載する場合は、充電容量との誤認を防ぐ為に、内蔵または付属する電池の容量であることを表示する。

- 1-2-4 使用する端末機器の電源が入らない状態で当該商品を使用しても機能しない旨を表示するか、使用禁止または不可の表示をする。
- 1-2-5 上記全ての記述は、第 8 条に定める測定方法及び計算方法によって算出された値を表示する。
- 1-2-6 USB ポート出力を有する充電器において、USB ケーブルを付属する場合は、充電器と USB ケーブルを統合した商品として MEIA の表示をする。
- 1-2-7 搭載する二次電池は、JIS 規格、PSE 認証品、UL 認証品、CE 認証品で、その事実を証明可能とすること。
- 1-2-8 リチウムイオン系電池の場合は電池本体に認証された品番又は電池製造メーカー名が判明可能な文字を表示のこと。
- 1-2-9 製品には過放電保護や過充電防止など、十分な安全回路を搭載すること。また、リチウムイオン、リチウムポリマー電池を搭載の製品は、電池メーカー承認の回路を搭載し、必要において その事実を MEIA 等に提出可能とすること。
- 1-2-10 二次電池搭載の製品には、JBRC 等に正規な手続きをし、リサイクルマークを正しく表示すること。
- 1-2-11 搭載する二次電池の満充電に要する時間を、正しく測定し記載のこと。
- 1-2-12 内蔵または付属する二次電池の種類による表示（記号）は下記とする。
 リチウムイオン電池⇒ LI
 リチウムイオンポリマー電池⇒LIP
 その他⇒JIS、または電池工業会が推奨する記号
 ※セル数は表示しなくても可とする。

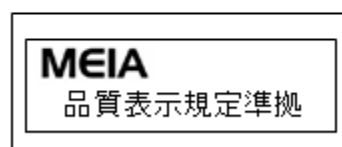
表示例: 電池式充電器(リチウムイオン電池)



- 1-3 外部電源式充電器（入力側に AC 電源、車載用を含む DC 電源など、連続供給可能な電源を使用する充電器）の充電容量に関する表示は公的表記を順守すること。AC 電源を使用する充電器においては電気用品安全法（PSE）に従う表記をも順守すること。

表示例:(上記 1-3、1-4、の場合)

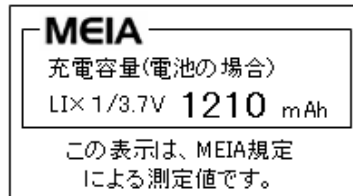
外部電源式充電器



- 1-4 USB等、変換ケーブル単品（充電器付属品を含む）の場合の充電容量の表示規定は定めない。
- 1-5 電池式と外部電源式を併せて装備している充電器の場合は、電池式充電器の測定方法、算出方法を適応する。

表示例:

電池式(リチウムイオン二次電池)と外部電源式を併せて装備している充電器



第 2 条

商品パッケージのケージのおもて面には、対応する MEIA 統一の対応商品名（通信方式事業者通称）を表示する。

- 2-1 表記は通信事業社名や通信方式、機器の総称を以下のように適正に表記する。「スマートフォン」または「SMART PHONE」/docomo/ SoftBank/au 又は au by KDDI/WILLCOM/EMOBILE もしくは、スマートフォン microUSB など端子名にする。
- 2-2 「docomo-FOMA」「SoftBank-3G」「au-WIN」などを総称して「モバイルフォン」または「Mobile Phone」「フィーチャーフォン」と称して良い。
- 2-3 非対応の機種がある場合はその内容を表示する。但し、表面寸法上表示しきれない場合は、非対応の機種がある旨を、未開封の状態で見読可能な位置と大きさで表示する。
- 2-4 上記すべての記述は、1文字6ポイント（縦2.12mm基準）以上の大きさで可能な限り表示する。
- 2-5 上記すべての記述は、該当通信事業者から直接の指示があった場合は、その指示に従うものとする。

第 3 条

商品パッケージのおもて面、または、うら面には、MEIA 登録の商品名を表示する。

- 3-1 商品名は、関連する法令の規定に基づき、その範囲内で表示する。

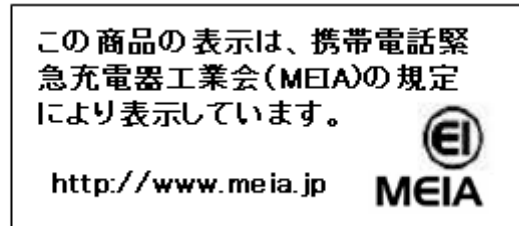
第 4 条

商品パッケージのうら面には、15mm×20mm 以上の枠野を設けて、以下の MEIA 統一の基準表示を枠内に表示する。

- 4-1 基準表示文「この商品の表示は、携帯電話緊急充電器工業会（MEIA）の規定により表示しています。」を表示する。
- 4-2 携帯電話緊急充電器工業会（MEIA）マークを表示する。

- 4-3 携帯電話緊急充電器工業会（MEIA）ホームページアドレスを表示する。
- 4-4 上記すべての記述は、1文字6ポイント（縦2.12mm基準）以上の大きさで表示する。

表示例:



第 5 条

充電器に対応する適合端末機種を表示は、別途定める MEIA 統一の規格に基づき検査確認されたものを、以下の条件をみたしたうえで表示する。

- 5-1 MEIA 会員のすべては、適合とする端末機器の実物を保有して適合確認結果を保存する。または、第三者機関により適合確認をする場合はその機関の確認結果を保存する。
- 5-2 端末機器への適合の根拠を開示するよう求められた場合には、販売品とその適合確認結果をその日より 3 営業日以内に取り揃えて明示する体制を保有する。
- 5-3 商品やパッケージに「全機種適合」「全ての適合機種」「一部非適合機種」または、それに準ずる表示をする場合には、その適合機種の範囲を表示し、その検査確認の年月を未開封の状態で見読可能な位置と大きさで表示する。
- 5-4 表示する適合端末機種は、別途定める MEIA 統一の規格に基づき検査確認されたもの以外を表示しない。

第 6 条

商品パッケージには、日本国内で流通するうえで必要な事項を表示する。

- 6-1 製造者名または、販売者名を表示する。
- 6-2 品名または、品番、型番号など、特定判別可能な記号、称号を表示する。
- 6-3 消費者より電話による問い合わせを受けることが可能な窓口を設け、その番号を表示する。
- 6-4 その他、一般的に必要な事項は、表示する。

第 7 条

MEIA 会員は商品パッケージに以下の表示をする場合、十分な検証をし販売店や消費者、第三者機関に根拠を示せなければ表示をしてはならない。

- 7-1 実際のものより著しく優良であると、一般消費者に誤認される疑いがある「フルチャージ」が入る表示。（実際に計測した機種名と電池容量を表示し、電池残量が 10%以下から 100%まで充電できることを確認する）

- 7-2 実際のものより著しく優良であると、一般消費者に誤認される疑いがある、充電回数で充電能力を示す表示。(実際に計測した機種名と電池容量、測定方法を表示する)
- 7-3 実際のものより著しく優良であると、一般消費者に誤認される疑いがある 入力側の「過充電」が入る営業的表示ならびに、出力側の「過電流」が入る営業的表示。(主に二次電池搭載充電器において回路図や部品構成表などを用意しておく)
- 7-4 実際のものより著しく優良であると、一般消費者に誤認される疑いがある、PAT.P (特許出願済み) などの表示。(出願番号を明記し、特許取得できなかった場合は速やかに表示を削除する)
- 7-5 実際のものより著しく優良であると、一般消費者に誤認される疑いがある、IC (集積回路) 制御で安全など客観的事実と離れている表示。
- 7-6 実際のものより著しく優良であると、一般消費者に誤認される疑いがある、IC (集積回路) を使い携帯電話を選択などの客観的事実と離れている表示。
- 7-7 実際のものより著しく優良であると、一般消費者に誤認される疑いがある、実際の回路機能を伴わない電池式充電器の LED 表示機能の表示。

第 8 条

対応する適合機種の検査確認規定。

- 8-1 電池式充電器 (入力電源に乾電池など一次電源を、又はリチウムイオン系/ニッケル水素系などの二次電池を内蔵または付属して使用する充電器) の測定方法。
 - 8-1-2 測定機器は、試験機として認証された電子負荷装置を使用すること。
 - 8-1-3 乾電池など一次電池式の測定対象には、実際に販売される製品と同じ内蔵電池または、付属電池の新品を使用すること。スイッチを設けて出力電圧を可変する製品の場合は、出力電圧の低い位置で測定すること。
 - 8-1-4 リチウムイオン系/ニッケル水素系などの二次電池を内蔵または付属して使用する充電器の測定は、二次電池が満充電の状態から測定すること。スイッチを設けて出力電圧を可変する製品の場合は、出力電圧の低い位置で測定すること。
 - 8-1-5 測定は電子負荷装置に何らかの装置や部品を介さず、直接に対象の充電器に電子負荷装置を接続すること。
但し、電流値を読み取るための $0.1\Omega \pm 1\%$ の抵抗は直列に装着を可とし、このときの放電電流設定値は 160mA とする。
 - 8-1-6 測定値は、測定開始より出力電圧が 4.0V に電圧降下するまでの電流値、電圧値と時間値を測定値とする。
 - 8-1-7 測定は、室温 20°C~25°C の環境で 3 台を測定し、その平均値を正とする。
- 8-2 電池式充電器 (入力電源に乾電池など一次電源、又はリチウムイオン系/ニッケル水素系などの二次電池を内蔵または付属して使用する充電器) の算出方法。
 - 8-2-2 測定結果より、次の計算式で電力量を算出する。電力量 = 電流 (mA 平均値) × 電圧 (V 平均値) × 時間 (h) = mWh

- 8-2-3 測定結果より、次の計算式で充電容量を算出する。充電容量＝電力量（mWh）
÷3.6V×0.8（係数・効率）＝mAh
※充電容量の計算式は充電量より電池パック電圧（3.6V）に換算した充電容量換
算式。
※算出値の充電容量の下1桁は切り捨てとし「0」値を表記すること。
- 8-3 電池式充電器、外部電源式充電器ともに、以下の安全確認試験を実施し、条件を
満たさない場合は不適合とする。
- 8-3-2 短絡試験（USB ケーブル単品を除く）。出力を短絡しても、対象とする充電器の
定格値の2倍の電流が5秒以上流れないこと。ただし出力電圧は0.1V以下とす
る。
- 8-3-4 過電流試験。
対象とする充電器の定格値の1.2倍の電流を連続1時間通電させて、高温等異常
が無いこと。

第9条

本規定は、日本国内の法律に基づき制定し国内使用を目的とした商品について規定する。

本規定に定める表記は、平成25年12月1日より出荷の商品に実施を開始し、平成26年
12月1日以後は、すべての商品に実施する。

この規定の範囲以外の商品はいかなる理由においても、平成26年12月1日以後、出荷
しない。

流通・店頭在庫の商品については、このかぎりでない。海外向け及び海外仕様の商品は、
この限りでない。

第10条

本規定に定める内容は、必要において運営委員会の合議の基、改訂がなされるものとする。

技術委員会